|  |  |
| --- | --- |
| 園名称 | 認定こども園みどり丘幼稚園 |

**給食の提供計画書**2021.4.1

|  |
| --- |
| （自園調理、又は外部搬入の別）　　　　　　　外部搬入給食 |
| （外部搬入をする理由）　開園来、給食は“有限会社Ｋフーズ”の外部搬入で対応してきた。これまで長い期間、委託契約を続けているが、問題はない。栄養・衛生面は勿論、味覚の面でもフライ物に偏らない京風の味付けは舌に優しく、味覚を育てる上でも良い。常に要望を受け止め、前向きで取り組んで下さる業者として、これからも当園食育の良いパートナーとして連携を続けていきたい。特に、献立表についての内容計画は、当園の食育を基に園内栄養士との連携を深めて、実施しているのが特記すべき事柄である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 外部搬入するに当たって、必要な要件の確保 | 園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制契約内容は、別添「給食外部搬入契約書」のとおり。主な事項は次の通り。（１）委託業者に給食の重要性を認識させる。（２）栄養基準、献立の作成基準の業者への明示。献立表の基準通り作成しているか、事前確認。（３）食事内容の調理について、必要事項を現場責任者へ指示。（４）毎回給食の実施。（５）給食業務従事者の健康診断、検便の実施状況、結果の確認。（６）調理の衛生的取り扱い、その他契約の履行状況の確認。（７）嗜好調査の実施、喫食状況の把握、栄養基準の充実の確認。（８）園児・保護者に対する栄養指導の推進。（９）アレルギー対応食の提供。（10）「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正に沿った履行状況の確認。 |
| 　園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容契約内容は、別添給食外部搬入契約書の通り。受託者の遵守事項の主な事項。（１）給食の趣旨の認識・適正な材料の使用、栄養量の確保された調理の実施。（２）受託業務の継続的・安定的な遂行。（３）栄養士の確保。（４）調理業務従事者は、相当な経験を有する者の雇用。（５）調理業務従事者に対し、定期的な衛生面、技術面の教育、訓練の実施。（６）調理業務従事者に、定期的に健康診断、検便の実施。（７）食に配膳が必要な園児へ、適切な食事の提供。（８）「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正による調理、運搬、保管の実施。（９）保健衛生面、栄養面について、栄養士の指導や助言を受ける。 |